

施策5 生活環境を快適にします

基本目標

3 健康で安全な生活環境が保たれているまち

環境汚染の未然防止や拡大抑制に努めるなど、市民が健康で安全に暮らすことができるまちを目指します。

1 大気環境の保全

1 現状と課題

(1) 現状

- 大気汚染は、工場などからの排煙や自動車などの排出ガスが主な要因として引き起こされており、私たちの健康や生活環境などに影響を及ぼします。

また、市外から大気汚染物質の流入が認められるなど、広域的な問題でもあります。

- 環境省は、良好な大気環境を保全し人の健康を保護するため、二酸化硫黄^{※50}、二酸化窒素^{※51}、一酸化炭素^{※52}、浮遊粒子状物質^{※53}、微小粒子状物質(PM2.5)、光化学オキシダント^{※54}などの大気汚染における環境基準^{※55}を定めています。

- 本市では、市内にある4測定局で、大気環境基準が設定されている物質について常時監視を行っており、これらの大気汚染物質の環境基準は、概ね達成していますが、光化学オキシダントは達成していない日があります。

また、有害大気汚染物質^{※56}は、ベンゼンやトリクロロエチレン等の4物質に環境基準、8物質に指針値が設定されており、本市の大気環境はそれぞれの基準や指針値に適合しています。

健康被害が懸念されるアスベスト(石綿)については、大気汚染防止法の届出対象となるアスベスト除去作業への監視、指導や大気環境中のアスベスト測定等により、環境中のアスベスト飛散防止の徹底を図っています。

- 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により一般環境に放出された放射性物質による環境汚染は、最も深刻な環境問題となっています。

本市では、この事故による放射性物質の影響はありませんが、市民の安心・安全及び健康を確保するため、平成24年度に「岐阜市地域防災計画^{※57}」に基づく放射線モニタリング体制を構築し、放射線災害に備えるため放射線測定を行っています。



図5-1-1 測定局の配置

※50 二酸化硫黄/硫黄酸化物(SOx)の一種。硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じる。

※51 二酸化窒素/窒素酸化物(NOx)の一種。物質の燃焼過程で生じる一酸化窒素が空気中で酸化され生成する。

※52 一酸化炭素/燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされる。

※53 浮遊粒子状物質/大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10μm(マイクロメートル:1μm=0.001mm)以下のもの。

※54 光化学オキシダント/工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称。いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。

※55 環境基準/環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法により定められており、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準。

※56 有害大気汚染物質/大気中から低濃度ではあるが検出される、長期間にわたってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質。

※57 岐阜市地域防災計画/災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の安全と公共福祉を確保することを目的として定めた総合的な計画。

表5-1-1 大気汚染に係る環境基準及び指針値

大気汚染に係る環境基準	
物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質に係る環境基準	
物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準	
物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が3μg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が200μg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が200μg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が150μg/m ³ 以下であること。
有害大気汚染物質に係る指針値	
物質	環境上の条件
アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m ³ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m ³ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が18μg/m ³ 以下であること。
1,2ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m ³ 以下であること。
水銀	1年平均値が40mgHg/m ³ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が25ngNi/m ³ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m ³ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m ³ 以下であること。

(2) 課題

【大気汚染物質】

- 環境基準については、4測定局での常時監視により基準の達成状況を把握するとともに、大気汚染の発生源対策として大気汚染防止法や岐阜県公害防止条例に基づく監視指導を徹底する必要があります。
- 新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）は、常時監視とともに実態解明に向けて発生原因を調査する必要があります。
- 環境基準の達成が十分でない光化学オキシダントの主な原因物質である窒素酸化物や炭化水素類^{※58}（揮発性有機化合物^{※59}）は、工場や自動車などから排出されることから、工場や事業場における排出抑制対策や自動車排ガス対策を推進する必要があります。

【アスベスト】

- アスベスト（石綿）は、昭和45年頃から平成2年頃にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されてきました。
今後これらの建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い、解体工事従事労働者のアスベスト（石綿）による健康被害の発生が予測されることから、建物の解体作業などに伴うアスベスト飛散防止対策を推進する必要があります。

※58 炭化水素類／炭素と水素だけから成る化合物の総称。石油、天然ガスは各種の炭化水素の混合物であり、光化学オキシダント生成の原因物質の一つ。

※59 揮発性有機化合物／揮発性を有する有機化合物の総称。太陽光線により光化学反応を起こし、光化学オキシダントを生成する。

2 主な取組

(1) 固定発生源（工場・事業場など）の対策

- 大気汚染物質の削減に向け、工場・事業場への立入検査により、燃料の良質化、適切な施設の維持管理及び排出基準の遵守について指導します。
- 野焼き防止については、パンフレット等を配布し周知啓発に努めます。
- 建築物解体時等におけるアスベストの飛散防止を徹底するため、作業基準等の遵守に関し立入検査をします。
- アスベストについては、市独自の取組として市内すべての作業現場周辺で濃度を測定・確認し、アスベストの除去作業を適正に実施するよう指導します。
- 一般環境中のアスベスト濃度については、モニタリング調査を継続的に実施し、実態把握に努めます。
- 光化学オキシダントの主な原因である揮発性有機化合物については、工場・事業場への立入検査をすることにより、排出量の削減に向け、適切な施設の維持管理や排出基準について指導します。



アスベスト除去作業立入検査

(2) 移動発生源（自動車など）の対策

- 常時自動監視により自動車排ガス汚染の実態把握に努めます。
- 二酸化炭素の排出量を抑えるハイブリッド自動車や電気自動車などの次世代自動車への転換及びエコドライブの普及を促進します。
- 鉄道やバスなど公共交通機関の利用を推進するとともに、近距離の移動には自転車や徒歩による移動を促すなど、環境負荷の少ない移動手段への転換を促進します。
- 幹線道路沿道では、大気の浄化機能を有する緑化の推進に努めます。
- 主要幹線街路（南部横断ハイウェイ、国道156号東バイパス等）や鉄道の高架化を図り、慢性的な渋滞を解消することで、二酸化炭素の排出削減を推進します。



電気自動車(EV)

(3) 放射線量の監視

- 市民の安心・安全及び健康を確保する観点から、引き続き市内3測定局（福光東公園、岐阜市役所、あかね公園）において、大気中の空間放射線量率の測定を行います。

(4) 微小粒子状物質（PM2.5）の対策

- 微小粒子状物質（PM2.5）については、常時監視とともに成分分析を実施し、汚染物質の発生原因を調査します。

3 指標と目標値

指標名	現況値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の見方
大気汚染に係る環境基準達成率(微小粒子状物質)	98%	現状維持	一般環境大気測定局3測定局で環境基準を達成した日数/年間測定日数 ※平成23年度の値は岐阜南部測定局による数値
アスベストの除去現場での濃度測定の実施率	100%	現状維持	特定粉じん排出等作業現場での濃度測定を実施
光化学オキシダントの環境基準超過時間数	352時間	300時間	一般環境大気測定局3測定局で環境基準を達成しなかった年間時間数
大気に対する公害苦情件数	99件	減少	公害苦情発生状況調査による件数



大気環境に係る測定局及び測定器等